第六条の三十四から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「、都道府県」とあるのは「、試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

第二号様式中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十五条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可） **第一条**　（略） ２　法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者（以下「養子縁組あっせん責任者」という。）の勤務形態 三　役員及び養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害の有無 四・五　（略） ３・４　（略） ５　法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　養子縁組あっせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類 四～六　（略） 七　役員又は養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員又は養子縁組あっせん責任者が精神の機能の障害を有する場合に限る。） （許可の欠格事由） **第二条の二**　法第八条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により養子縁組あっせん事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （業務の質の評価等） **第九条の二**　法第二十一条第一項の評価機関（以下この条において「評価機関」という。）は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。 一・二　（略） 三　役員のうちに法第八条第二号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。 四・五　（略） ２～５　（略） （養子縁組あっせん責任者） **第十八条**　養子縁組あっせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であって、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。 一～七　（略） ２　（略）	（許可） **第一条**　（略） ２　法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者の勤務形態 （新設） 三・四　（略） ３・４　（略） ５　法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類 四～六　（略） （新設） （業務の質の評価等） **第九条の二**　法第二十一条第一項の評価機関（以下この条において「評価機関」という。）は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。 一・二　（略） 三　役員のうちに法第八条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。 四・五　（略） ２～５　（略） （養子縁組あっせん責任者） **第十八条**　法第三十六条第二項の養子縁組あっせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であって、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。 一～七　（略） ２　（略）